

1. 議事日程

(平成19年第4回安芸高田市議会12月定例会第3日目)

平成19年12月13日  
午前10時開会  
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	田中常洋	4番	加藤英伸
6番	川角一郎	7番	塚本近
8番	赤川三郎	9番	松村ユキミ
11番	藤井昌之	12番	青原敏治
13番	金行哲昭	14番	杉原洋
15番	入本和男	16番	山本三郎
17番	今村義照	18番	玉川祐光
19番	岡田正信	20番	亀岡等
21番	渡辺義則	22番	松浦利貞

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

14番	杉原洋	15番	入本和男
-----	-----	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市 長	児 玉 更太郎	副 市 長	増 元 正 信
副 市 長	藤 川 幸 典	総務企画部長	新 川 文 雄
政策推進部長	田 丸 孝 二	市民生活部長	平 下 和 夫
福祉対策推進部長 兼福祉事務所長	廣 政 克 行	地域経済推進部長	清 水 盤
産業建設部長兼 公営企業部長	金 岡 英 雄	教 育 長	佐 藤 勝
教 育 次 長	益 田 博 志	消 防 長	竹 川 信 明
八千代支所長	榎 原 秀 克	美土里支所長	清 水 勝
高宮支所長	近 藤 一 郎	甲田支所長	垣 野 内 壯
向原支所長	田 口 茂 利	総務課長	高 杉 和 義
行政経営課長	森 川 薫	会 計 管 理 者	立 田 昭 男
教育参事兼安芸高田 少年自然の家所長	永 井 初 男		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（3名）

事 務 局 長	増 本 義 宣	議事調査係長	児 玉 竹 丸
書 記	倉 田 英 治		

午前 10時00分 開会

○松浦議長

それでは、おはようございます。

時間が参りましたので、ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○松浦議長

続いて日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において、

14番 杉原洋君、15番 入本和男君を指名をいたします。

日程第2 一般質問

○松浦議長

日程第2、一般質問を行います。

それでは質問の通告がありますので、順次発言を許します。

13番 金行哲昭君。

○金行議員

はい。

13番、政友会、金行哲昭でございます。おはようございます。

私は通告どおり大枠2点、質問させていただきます。要点のみの質問にさせていただきます。

まず私の通告どおりの2点の質問ですが、20年度の予算についてと、統計調査について質問させていただきます。

まず初めに20年度の予算ですが、予算編成に当たりまして、今現在各部課からいろいろな要求が出て調整といいますか、査定をしておられると思います。今は昨今の財政が非常に難しい中、市長は予算編成に当たって非常に苦心もしていなければいけないし、されておると思います。その予算編成に当たっての基本方針です。いろいろ我が市の財政の事情あるいは地域諸問題を十分勘案し、教育施設の問題、土木施設のいろいろな問題、また緊急の仕事の選択等々で非常に厳しくなっていると思います。

財政が厳しい中、どの費目の節減を図るべきかということもあって、予算の重要性を認識して市長も基本方針を示して、職員に指示されておると思いますが、どのような基本方針を出されてどのように指示をされたのか、まず1点お聞きします。

次に2点目ですが、統計調査の結果の公表と秘密保持についてです。統計調査には、商業統計、工業統計また一般的に国勢調査等々があります。これは国や県の統計種目の関数調査はほとんど町村の手で実施しております。私はせつかく苦勞して統計調査をやっているにしては、その結果は全部国や県に吸い取られ、調査結果は地域に余り還元されていないのではないかと思う次第です。

何カ月後にはその結果は戻りますが、統計調査をした同時ぐらいに

商業施設、工業施設また地域住民に統計調査結果をもう少しわかりやすく、地域の発展、商業の発展、工業の発展につなげてはどうか。それは法的にだめなのか。そういうところを少し担当課か市長にお尋ねして、今後の安芸高田市の発展のためにもう少しでも、活用すればいいと思うわけです。

その2点の大枠をお聞きします。再質問ですが、また答弁によってはここでさせていただきます。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの金行議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、平成20年度予算の基本方針についてのお尋ねですが、地方自治体の財政危機、財政破たん問題がマスコミ等でも大きくクローズアップされており、市民の財政問題に対する関心は従前に増して高まっています。予算編成は、どのような予算措置をしたかということに終始するのではなく、どのような事務事業の見直しを行い、創意工夫をこらしたか、財源確保の手段をどこに求めたかを明確にし、それに伴う説明責任を十分に果たしていかなければ、真の市民の納得は得られないと考えています。

また、将来を担う安芸高田市の子どもたちに健全な財政を引き継ぎ、協働のまちづくりにより、誰もが心豊かで幸せに暮らせるまち、キャッチフレーズにあります、人輝く・安芸高田を実現するためには、抜本的な行財政改革の健全化は避けて通ることのできない課題のひとつと考えております。

したがって、こうした非常に厳しい財政状況のもと、持続可能な行財政運営を行うためには、すべての事務事業について、その意義や費用対効果を厳しく点検・評価し、事業手法・執行方法の抜本的見直しをさらに進めていくことが不可欠であると考えております。

また、今月の11日から14日までの4日間、全職員を対象に財政健全化計画と実施計画について研修することとしており、全職員が共通に認識を持って行政執行をしていくように職員教育にも力を入れているところです。

次に、ご指摘の職員に対する指示についてですが、本年10月に合併以降、初めての大規模な行政組織機構の改革を行いました。これを踏まえて、平成20年度の予算編成にあたっては、各部が抱える重点事業については、私みずからがヒヤリングを行い、予算編成について指示を行うとともに、職員一人ひとりが、市民の観点に立った、みずから考え行動する行政のプロとして職務を遂行していくこと、さらに、行財政の健全化を念頭に市総合計画の着実な推進を基本に置きまして、新たな環境の変化や社会的な要請を考慮し、最小の経費で最大の効果が挙げられるよう予算編成を行うよう現在指示をしておるところです。

次に、統計調査の公表と秘密保持のお尋ねです。統計調査の役割と

その活用方法についてですが、現在、実施しております統計調査は、総務省の所管の国勢調査、農林水産省の所管の農林業センサスなど、総務大臣が指示する指定統計調査がすべてです。これらは国からの委託金によって実施するもので、基本的には市の単独事業分はありません。また、その役割は調査対象の状況、基礎数値を得ることにより、国の基本政策決定のための資料を作成することにあるわけです。

次に、指定統計調査の活用方法についてです。例えば国勢調査の結果は地方交付税交付金の算出基礎に用いられるほか、多くの法令でいろいろな用途に用いることが定められており、市においても長期総合計画を初め、各種計画策定に人口関係の基礎資料として活用しています。

国勢調査以外の指定調査につきましても、各種の国の施策や、市の計画等に利用し、また活用させております。

次に情報公開のあり方と秘密保持についてのお尋ねですが、指定統計調査の結果公表につきましては、それぞれの統計ごとの規則に基づき、定められた時期に定められた様式で公表されております。例えば国勢調査の例で申し上げますと、前は平成17年10月に実施されましたが、12月には速報値が公表され、翌年6月から順次確定値が公表されてまいりました。また、これらの公表数値につきましては、国、県のホームページ等でも公開をされているところです。

次に、秘密保持については、統計に関する基本法である統計法において、調査対象の秘密保持、調査票の統計以外の目的外使用の禁止等が規定されており、調査に携わる調査員に対しても、秘密厳守をまず第一に徹底をしております。

また結果の公表の際も、調査対象が特定できるような場合は、その数値を秘匿され秘密を守るように配慮がされております。

以上、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

13番 金行哲昭君。

○金行議員

今市長から答弁いただきましたが、この20年度の予算を組むときに、本年度は我々議員のことがありまして、早く18年の決算をやっただいて、それをベースに予算も財政が厳しい折から組み立てておられ、それは十分活用されたと思いますが、19年度の今までの財政の状況がどうなっているか、順調であるか、全然把握していないのか、今までのでいいですよ。11月ぐらいまでのを把握されていたら1点お聞かせください。

それが1点と、それと統計調査ですが、これは当然あとからは国や県の方に返して、あとで調査資料は国や県が出したものは、利用できるでしょうが、あれはどうなのですか、先の調査を参考にして、市が統計調査を参考にして、秘密保持、個人情報保護もありますが、例

えば吉田町には何坪の商業施設が何軒ありますとか、甲田町には何軒、高宮町には何軒という、独自の担当課で、商用の何人の工場があるというのは、法的に独自でつくられるのかつくられないのか、この2点お聞きします。

○松浦議長 ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 詳しくはまた担当部長の方から答弁をさせていただきたいと思いますが、要するに一番大きな課題は財政健全化ということです。今までどおりの計画で行っていたら財政は破綻するということが見えてまいりますので、議員さんにもお示しをしておりますように、平成20年度から10年間の財政健全化計画を見直して、今予算にも反映しておるといことです。

今朝ニュースでも言っておりましたが、また地方交付税が減るということ。地方を粗末にしたから参議院選挙で負けたので、そういう反省のもとに地方を大事にしないといけないと言いながら、地方の財源の一番である地方交付税をまた減す案を財務省が出したと。今度は総務省と財務省のけんかになるわけですが、我々としては、今回はかなり地方へ手厚い政策が来るのではないかという期待をしておりましたが、どうもそういうことにもならないのではないかという心配をしております。

財政健全化のいろいろな数値があるわけですが、今一番通っている数字が実質公債比率というのがあります。実質公債比率が18をオーバーしたら少し注意信号だと。

安芸高田では18年度決算で17.9というぎりぎりのところまでいっております。この近くの県北はほとんど20を出ており、その県北の状況からみると、まだ安芸高田はいいところにあるわけですが、やはり20、21になって、広島市でも21なので、広島は財政が非常に厳しい状況は前からあるわけですが、そのようにならないように。

財政破綻した夕張が、この18を超えてはいけないというのが、38.1までいったわけです。結局日本で初めて財政破綻した自治体ということで問題を投げかけておるわけですが、そういう全国の自治体から、すべてそういう非常に厳しい状況にありますので、夕張のとおりにならないように、今のうちから財政健全化をやっていくということで、基本的にはそういう方向で今考えています。

○松浦議長 引き続き答弁を求めます。

総務企画部長 新川文雄君。

○新川総務企画部長 統計調査の利用という状況ですが、現在統計法に基づきます国から委託を受けて実施する事業は、55の指定統計調査があります。その中で19年度で、7件の指定統計調査を実施しております。先ほど来市長からもご説明をいただいておりますように、このことにつきましては国の委託事業ということで、国費で全額実施をさせていただく。

そういう状況で調査につきましては、指定統計調査員ということで定めさせていただいて、本来であれば国が任命をいたしますが、県の方の任命書に基づいて、職名は非常勤特別職ということで定められた法の中で、実施をさせていただくというのが通常の状態になっております。ただ議員さんご指摘の市で即公表できるかということですが、やはり法の中でありますので、県の定められた調査の項目チェックの方法、これは全部県の方が実施しますので、我々の段階ではそうした作業形態をうまく進行するという役割に行政はおるといように考えております。通常のそうした商工の商店数等については、各関係部が情報をつかんでおりますし、先ほどありましたように公表につきましても、法の中で定められた日数に基づいて実施されますので、市独自で公表するということとはできないということで、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

○金行議員 はい。

○松浦議長 13番 金行哲昭君。

○金行議員 財政が厳しい厳しいと言っている中、厳しい中でも知恵を出して20年度の予算を優秀な職員がおりますので、やっていかなければいけないと思いますが、それはさておいて。

統計調査ですが、それは一応国に返し、またこっちに返って来ますよね。その結果をもっと熟知して、返って来てそのままではなく、熟知して、我が市に必要なものを見つめながら利用する。また商業の発展、工業の発展にする必要があると考えますが、最後その点はどう考えておられるのかお聞きします。

○松浦議長 以上の再々質問に答弁を求めます。

総務企画部長 新川文雄君。

○新川総務企画部長 そうした指定統計調査が完了し、当然国におきましても国の施策を樹立する形の中で、数値を持って樹立をしておるとい状況です。本市の場合におきましても総合計画の、例えば人口推計のあり方とか、あらゆる分野の施策体系というのは、やはりこうした統計数値に基づいて樹立するというのが、基本のスタンスになっていると考えております。そうした数値はできるだけ行政内部もしかるべき利用は基本的にはさせていただきますけども、広報等につきましても、そうしたことについては公表をさせていただいて、市民の皆さんにそうした状況の公表は市広報においてさせていただいたらと考えております。

以上です。

○松浦議長 以上で金行哲昭君の質問を終わります。

続きまして通告がありますので、発言を許します。

18番 玉川祐光君。

○玉川議員

18番、新政会所属の玉川です。

通告に基づき質問をさせていただきます。私の通告しております内容は輸入も輸出も移動もできない農地の維持管理について、行政の方でどう考えられるかということについてお尋ねをしてみたいと思います。

現状の農業は方向の定まらない国、県の政策で振り回されたまま推移しております。しかし、ご存知のように巨額の資金を投入して、また投入されつつ、ほ場整備、その他が進行しておりますが、残念なことに、既にそういう投資をされた農地が、荒廃地として散見されるような状況はご承知のとおりです。

しかし、昨今の状況では、農業生産法人や集落営農組織等々の民間の力だけでは維持管理は経営的に困難になりつつあり、既に申し上げるまでもありませんが、次年度の生産に関しては、資材その他が燃料を初め、高騰してくることも間違いないと思います。米価はご承知のとおり、昨日も一般質問にも出ましたが、今年は非常に低迷した価格で推移をすると、こういう中でこれを何とか民間の活力で維持しようということは、とても難しくなっております。将来の食糧事情その他を考えますと、このままでは到底いけないのではないかと考えておりますが、民間の力でできない部分について行政はどのような施策をお考えになっているか。特に次の視点からの考え方をお聞かせ願いたいと思います。

1番としまして、皆さんの血税を投入されて維持管理をしていかなければいけないわけですが、その中でこの農地保全のことに優先順位はどういうふうにお考えになっているか、具体的にどういう方法を持ってこれを維持管理していこうと考えておられるか。

第2に維持管理するためには、農業従事者の確保が絶対に必要です。その農業従事者の確保とその育成については、どのようなことをお考えになっているか。この2点について、お尋ねをするものです。

よろしく申し上げます。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの玉川議員のご質問で、農地の維持管理についてのお尋ねですが、ご承知のとおり、国の農業政策は、めまぐるしく変わっております。毎日のようにいろいろな情報が報道され、先行き不透明な状況はご指摘のとおりです。

農業農村の経営は、国の大きな施策に左右されるもので、今後とも国の動向を注視してまいりたいと考えております。

こうした状況でのこれからの本市の農業振興は、これまで申し上げてまいりましたが、まずは、将来にわたって維持可能な営農システムの構築です。これまで進めてきました担い手の育成、集落営農の推進を柱として引き続き取り組んでまいります。具体的には、一昨年から

広島北部農協と連携して実施しております集落営農推進事業、担い手であります認定農業者の育成、農業法人組織などの経営支援、こだわり米など付加価値のある農産物の生産拡大などを進めてまいります。

農業従事者の確保と育成につきましては、さきに述べましたように、将来にわたって持続可能な営農システムの構築には、市内で育成される担い手農家、法人、地域営農集団などの多様な担い手が主体と考えております。しかし、将来、市内の担い手だけで、市内全域の農地の経営は厳しい状況と考えております。そのため、市内外の農外企業の支援も視野に入れた営農計画の検討も必要と考えておるところです。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

18番 玉川祐光君。

○玉川議員

ただいま答弁をいただきましたが、さらに具体的に説明を求めたいと思います。

先ほどから言いますように土地を一たん荒らしますと、それをさらにもとどおりにするためには、ものすごいエネルギー、数倍のエネルギーを要するので、何とか維持管理をするためには、ここで農業の方向が安定するまでの間は、行政の力を持ってやはりやってみようかと思っております。

クラークの産業分類に基づいてものを申しますと、この基本になる第1次の分類、第1次産業が何をすることも基本の産業でありまして、この産業が安定することによって、第2次産業の第2分類が活動できるわけです。その第2分類の産業が活性化することによる利潤によって、第3分類の産業が成り立ってくるわけです。

しかし合併後の17年度、18年度の決算書の中身を分析してみますと、残念ながら第1分類、第2分類の部分に投入されている補助金、交付金が非常に中身は薄いものです。第3分類に属する部分の比重が非常に高く、物の道理の全く逆の方向に予算が、財政が困難、困難と言いつつも決算がなされてくるような実態であることは、それぞれ専門の職員の方々の分析で、十分おわかりになっておろうかと思っております。したがってこれから一番大切なこの第1分類の産業を安定させるための、先ほどは税の投入優先順位という言葉で質問をしましたが、具体的に荒廃する、これは現在、イノシシやシカなどそういうものが出るために、耕作したくても手が出せないというふうな部分も含めて、荒れないように維持管理をしておいて、先ほどの答弁の中にもありましたが、国その他の政策がいろいろ前向きなものが出てきたときに、受けて立てる基盤は、絶対にここで崩れないように市独自で維持管理をしておかなければならないと思っております。

この点にもう一度、市長の考え方で具体的にそういう土地をつくらないために、どういう具体的なお考えをお持ちか、お聞きをさせていただきたいと思っております。

農林業センサスの統計資料で見ましても、かなり経営的農地の減少というものは、なされてきておりますが、これ以上減少させることにはいかないのではないかと思います。

それから農業従事者の件ですが、先ほど言葉の中にありましたが、市内居住の人だけの力では云々ということもありましたが、今までは年金制度の支給が60歳以上に支給されるということで、第2の人生として、農業に取り組もうかという方々が私の周辺にもたくさんおられました。しかし、年金の支給年齢が引き上げられるとともに、農業の方に専従する前に生活を維持するためには、やはり給与所得というものでつないでいかなければ、年金をもらうまでは頑張らないといけないというような形で、農業に第2の人生をかけようという方がだんだん少なくなってきたのも事実です。

したがって、こういう観点から私はやはり市内の方々の80%は給与所得の方々のようで、兼業でやっておられますが、これだけに頼るわけにはいかないことも先ほどの答弁の中にもありましたが、私は飛躍するようですが、ここで海外の方々の力を借りて労働力の充実を図っていく。これも大切なことではないかと思います。

いろいろ情報を収集してみますと、日本の難しい入国管理制度もいろいろとご存知のように、指紋と写真を撮って入国者に対して、国内で十分その方の持てる力を発揮してもらおうというような方向で、入国管理制度も変わりつつあるようです。

したがって、安芸高田市の中で、家族ぐるみの転入者も受け入れられるように、能動的に日本語学級を併設する小学校、その他も構築していきまして、言葉は適切かどうかはわかりませんが、国際村的な部分を構築して、そこでお互いにそういう目的を持って入国した人たちが、お互いに情報交換をしながら生活をし、また労働力も提供していただくというような組織づくりをすることが、ひとつの大きな安芸高田市の特色づくりではないかというふうなことも考えております。

古い話になりますが、1945年に日本が終戦を迎えたときに、海外に600万人の人が行って、いろいろ活躍をしておられました。この方々が帰られて、食糧その他の問題は無機化学の力で、何とかのいで皆さんが国内に定住できる形のものででき上がって来たわけです。しかし今はその逆になりまして、海外にいろいろと食糧を依存し、そしてこだわり米とか、そういう言葉もありましたが、確かにそういうふうな特色あるものをつくっていくことも大切ですが、基本的には人口が減少する中において、そういう方々の力を得ながら現在の地力を維持していくことが、私は大切ではないかと考えております。少し飛躍するような提言ではありますが、そういう考え方に対して、どういうふうにお考えいただくか、この点もお考えを聞かせていただきたいと思っております。

○松浦議長

ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまのご質問、農業の基本にかかわるいろいろなご提案、またはご意見を賜っておりますが、今後農業がどうなっていくかという見通しというのはなかなか立たないわけです。

米の問題についても、もう30数年転作の制度というのは続くと思いますが、結局は広島県あたりは、県単位では割り当ては全部クリアしておるわけですが、関東の方に行きますと昨日も申し上げましたように、もう県単位でこの割り当てを守らないのがあるんで、結局正直者がばかを見て、米の生産過剰が起こって米価が下がるという状況で、米の問題については、この守らないところをどういうふうにペナルティをかけていくかということは、今年度の大きな、来年の秋に向けての課題であるわけで、この最近の動きを見てみますと、いわゆるバイオ燃料で、一番の農業生産国でありましたアメリカそれからブラジル、オーストラリアでえさをつくっていたトウモロコシが、全部石油の原料になっていくということで、えさがものすごく高騰してきていると。結局最終的には食糧が足りなくなるということも、もう今その有識者からは真剣に考える。それに中国がどんどん所得が上がってくるので、贅沢になったと。

私の記憶では肉1キロをつくるのに、小麦が8キロ要するというような、結局所得が高くなれば肉を食べだす。それだけに穀物がたくさん要ると。余計食糧が足りなくなると。こういう問題がありますので、この問題はもう私は将来ではなしに、近いうちに食糧の問題は起こってくる。そのために今ご指摘のように、農地だけは荒らさずに持つておく必要があるということは一番大事なことでありまして、なかなかその現在、安芸高田市には認定農業者といわれる大規模な農家が67人、それから農業生産法人が15団体あるわけでございます。また地域営農集団は36団体ありますが、これだけに任せておけないようになったと。

例えば向原町あたりでもご存知のように、大きな農家が病気をされて、来年からはつくられないといったときに、それでは誰がつくるかということで、かなり問題があったようです。そういう対応も必要ですし、特に今預けた農家が溝さらいも草刈も全部預けた方へ任せておくので、何十町といって預かった人は困るのです。溝さらいと草刈だけにくわれてしまうという問題があるので、預けた人も溝さらいやあぜの草刈だけはやってもらうという、この問題はご指摘のように向原町で預けた人が、何もしないようになったというのが一番顕著に今出ているようですが、よそでは預かってもらったのだから、あぜの草刈と溝さらいだけは、預けた人がやるというのが大分ありますが、だんだんその辺、ならないようになるという問題があります。

したがって今後外国人を入れるとかいろいろ課題はありますが、企業は外国人が随分入っておりますが、農業に外国人を入れるというの

は全国的には例は大分あるようです。ついこの間も大きな養豚場が山の中へ土地があれば入りたいという話がありましたが、「それでは雇用はどのようになっているのかと、人を雇うのだろう。」と言ったら、「いいえ、これは全部外国人です。」というようなことで、それでは企業誘致の価値はないということで、お断りした例もあるわけです。外国人を入れるというアイデアはひとつのアイデアとして、今後十分検討をしていきたいと思えます。

そのような中で、私は行政の責任をどうするかという問題もありますが、今NPOが市内でも立ち上がっております。そういうNPOが年中、あぜの草を刈ったり溝さらいをしたり、それから荒廃地をすいて歩くとか、これは安芸高田市でやれば年中仕事が恐らくあると思えます。そういうNPOを使いながら、足りないところは何ぼかトラクターを買う費用ぐらいのことは、市費で援助をしてあげるから、年中荒れたところを耕作して歩けと。もちろん土地を持っている人も何ぼか耕作料は払ってもらおう。

これを有効に利用して野菜を植えなさいとか何とかいうことになる、つくらないようになりまますので、とにかく年中、一回耕作をして歩けば土地は荒れずに済むという問題があるので、そこらを行政として考える時期に来たのかなというような、今気もしておりますので、先般も地域経済推進部長とこういう方法はどうだろうかという話もしたところで、今後の政策の中で何とか有効な手を考えていけばと思えます。

○松 浦 議 長

以上で再質問の答弁を終わります。

再質問ありますか。

18番 玉川祐光君、発言を許します。

○玉 川 議 員

具体的な話も出てきまして、少し光明が見えてきたのではないかと思います。NPO法人という言葉も出ましたが、既に安芸高田市の中には財団法人で、そういう位置づけがされたものがあるわけです。こういうものの内容を定款というよりもあれは寄付行為というのですか。財団法人の場合はそうですが、その中身を精査し、また、その給与体系その他も、いろいろと今までには問題があったと思えますが、こういうものも年間の労働力に対して、年俸制度を取り入れると、日の長い夏は12時間、13時間の労働をし、冬場の作業の困難なときには、2時間3時間の作業で、トータルで年間、職員の方が1,920時間ぐらいになっていますかね。2,000時間弱の労働に従事して、今市長のお答えになったようなことをぜひやっていただいて、物をつくるのではなくて、つくれる状態で維持をするということをお願いをしたいと思います。

それから先ほど米価の問題のことで、関東方面の減反調整といいますが、生産調整に応じなかったという言葉が昨日もありましたので、ちょっと調べてみましたら、47都道府県のうちの33がオーバーし

ているようです。広島県は優等生のような言い方をされますけども、数字のマジックでこれは優等生にならざるを得ない内容で、超える力がなかったという状態ではないかと思えます。この点、安芸高田市のマクロの話ではなくて、ミクロの時点でこれは部長さんはどういうふうに内容を分析しておられるか、安芸高田市で生産調整の実行をするために、皆さんが本当にやりたくてやりたくていけないのに、皆さんがその指導に従ったからこういう結果が出たのか。そうではなくて、結局数字は未達成の農業内容になってきているのか。この辺のところをどういうふうに分析されているか、ちょっと余談になりますが、お聞かせをいただきたいと思えます。ぜひ先ほど市長の答弁にもありました、年間を通じて農耕地、これは自然破壊から始まった農地ではありますが、このままで自然に戻すという形はとれません。したがって、食糧危機はもう目前に来ているという言葉もありましたが、ぜひいつでもつくれると、特に国の施策、その他が定まってくれば、いつでも受けて立てるような状態を維持するためには、ぜひ市の直接の財源の中で、これが維持管理できるようにしていくようお願いをして、私の質問といたします。

先ほどちょっと部長に質問した件は、答弁ができればお願いをしたいと思えます。

以上です。

○松浦議長

ただいまの再々質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

先ほど私が申し上げました、年中荒れた耕地をトラクターを提げて、耕作して歩く部隊というのは、これは役人がやったり月給取がやったら絶対に失敗をすと思えます。したがってNPOのようなものをうまく使わないと、役人にやらせたら座っておいて、言って来たところへ行ってやろうということでは、これは月給ばかり払って採算が合いません。効果が出ません。NPOのようなものにやらせれば、自分たちでどこか荒れたところはないか、仕事はないかといって探して歩くような人でないと、この制度というのは成功しないと思えますので、そこらは、もし具体化になるかならないかというのは今から未定ですが、なったときにはそこらも考えていかなければいけないと思えます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

地域経済推進部長 清水盤君。

○清水地域経済推進部長

生産調整のお尋ねですが、ご質問にありましたように、昨年状況はそういった状況になっております。国の方もそういった制度として運用がされていない状況を考えまして、来年産の配分につきましては、ある程度のペナルティも加味しながら配分をしていくというような方針で、既に県への配分は済んでおります。広島県も先ほど質問にありましたように、数字とすれば達成県という範囲に入っております。た

だご存知のように広島県は消費県で、そういったいろいろな条件の中で、もちろん農家の皆さんも行政あるいはJAの指導をさせていただいた中で、協力をしていただいた結果だというふうにも受け取っております。

そういった状況の中で、実際に33県のうち来年産についての実質的なペナルティは、500トン未満のところは除外をされておりました、それ以上の過剰米の生産についての県が、27県にペナルティを実質かけられているというような状況です。ただ、広島県が達成したので、昨年と比べて今年が増加しているかということになりますと、イクオールではなく、逆に昨年比1,650トンの減というような状況の配分です。これはまた各市町に県が配分をするという状況です。配分の方法につきましては、県の独自の方法によりまして配分がされておりました、広島県の大きな方針としましては、販売先加工米の優先配分というような方向で配分がされております。

一昨年と今年を比べますと、安芸高田市におきましては、実質増というような形になっております。それは先ほど申し上げました販売先加工米の拡大に、JAさんを中心に今、取り組んでいただいておりますところが、ひとつの要因ではないかと思っております。

今月末には、各市町に県の方から配分が下りてくるのではないかと考えておりますが、まだその状況につきましては、私どもの方で状況をつかんでいないという状況です。

以上です。

○松浦議長

以上で再々質問の答弁を終わります。

これをもって玉川祐光君の質問を終わります。

この際、11時15分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時56分 休憩

午前 11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

2番 秋田雅朝君。

○秋田議員

議長。

2番、政友会の秋田雅朝です。私は地域の宝であり、将来を担う子どもたちの健全育成には、学校家庭地域の連携による教育は大切という認識のもとに、あらゆる視点から見守っていかなくてはならないという点を踏まえ、通告いたしております教育施策について、2点の視点からお伺いします。

まず平成19年度全国一斉学力・学習状況調査の結果における本市の状況についてです。

昨日、今村議員さんもこのことについて質問をなされ、教育長もテ

ストの内容あるいは結果、課題等、答弁をなされました。重複するところはあってもかもしれませんが、通告どおり質問をさせていただきます。

全国学力テストの結果が10月に公表されました。この学力状況調査は、児童生徒約230万人を対象に70億余円を費やして、進められた調査で、規模の大きさ、全国一斉ということは昭和36年に次ぐ、戦後2度目という注目を集めた調査というのは周知のとおりです。調査結果については、学校間の序列化や過度な競争につながらないように、十分な配慮を必要とし、調査の目的は教育委員会、各学校において調査結果を活用して、みずからの教育及び教育施策の成果や課題を把握・検証し、その改善を図り、児童生徒1人ひとりの学習意欲の向上につなげ、継続的な検証改善サイクルを確立することが重要とされています。

本市においては、結果を広報あきたかたで学力の定着、基本的な生活習慣、地域で育つものとして数値等が詳しく発表され、調査結果を今後の教育施策、各学校での指導の充実・改善に生かしていくことが表記されていますが、調査の目的という観点から次の点についてお伺いします。

まず学力について、小学校・中学校ともに基礎基本となる知識技能は、定着しているといえるが、学んだ知識技能など実生活の中で活用する力に問題があるとされています。学力調査・意識調査について、課題は十分検証できたのでしょうか。

2点目として、結果についてその改善を図り、児童生徒1人ひとりの学習改善や学習意欲の向上につなげることをしていますが、今後どのように活用がなされるのでしょうか。

3点目として、児童生徒質問紙調査について、本市は朝御飯を食べる、早寝早起きといった基本的な生活習慣の定着では、おおむね良好とされていますが、テレビ等の視聴時間が長くなっており、読書時間や家庭学習時間の少なさに繋がっており、学校・家庭の連携した取り組みが必要とされていますが、どのように推進をなされるのでしょうか。

4点目といたしまして、本市の子どもたちは社会体験、自然体験が比較的豊かで地域の行事に参加する、近所の人へあいさつするなど、地域とのかかわりに対して肯定的であるという回答ですが、このことは総合的な学習の時間の結果と考えられるのでしょうか。

5点目として、夢と志を持った活力ある子どもを育てていくための家庭、地域、学校の役割について、今後のご見解をお伺いするものがあります。

それから2点目といたしまして、学習指導要領改定についての教育長さんのご見解をお伺いします。

現在、中央教育審議会で改訂作業が進められている学習指導要領では、小・中学校で主要教科の授業時数を増やし、総合的な学習の時間

の大幅削減を盛り込んだ審議のまとめが大筋で了承され、改定学習要領の全体像が示されたことの報道がありました。

しかし理念が先行し、教育現場に重い負担と混乱を招く恐れがあり、事務作業が増え教員の多忙が限界に達しつつある現状では、新指導要領を受け入れる余裕が教育現場にあるとは考えにくいとの批判もある中で、早ければ2011年度から実施予定であることも踏まえご見解を伺います。

以上、大枠2点についてお伺いします。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

それでは先ほど質問がありました、全国学力学習状況調査に関する質問並びに学習指導要領の実施に関する質問について、大枠お答えをしていきたいと思えます。

秋田議員のご指摘のとおり、児童生徒の学力や学習の状況を把握するとともに、各学校が自分の学校の課題を明確にして、指導方法の改善・充実を図る目的で、この調査が行われました。

先ほどの質問にもありましたが、12月号に結果については公表しておりますが、非常によく読んでいただいておりますので、私がここで申し上げると重複するかもしれませんが、お許しいただきたいと思えます。

ご質問の1点目の課題の検証ですが、全体的な事柄については、広報あきたかたで述べていますが、教科学力については、安芸高田市は基礎的基本的な、主として知識に関する問題はおおむね満足できる状況にあると言えます。しかしながら安芸高田市では、国語では、文章の内容を読み取る力に課題がありました。算数・数学については、小学校の算数は、おおむね全国平均以上ですが、中学校の数学は、基礎的学習と数学的な考え方を関連させた学習の徹底をより一層図っていく必要があると受け止めているところです。

ご質問の2点目の結果の活用ですが、各学校においては、個々の子どもの学力や学年の成績の分布等から教務主任を中心に課題分析を行い、学校総体として指導方法の工夫と改善に生かしていきたいと考えています。

教育委員会としても、教科の基礎的な知識、技能の定着に比較して学んだ知識・技能を実生活に活用する方に課題があったことから、校内における研修だけでなく、参考となる授業についてお互いに学び合える研修会を企画し、指導者の質の向上に一層努力したいと考えています。

3点目の学校と家庭の連携についてですが、今回の全国学力調査や広島県独自で行っています基礎・基本定着状況調査の結果について、各学校は情報を公開し、学校と家庭が協力して子育てをするよい機会にするように学校指導をしているところです。

安芸高田市においては、テレビの視聴時間が長く、家庭での学習時間が短いという課題があります。これらの課題を中心に、家庭の協力を必要とする事柄について、学校便り等での全体的な公表だけでなく、児童生徒の個々の状況について、それぞれの保護者に返しながら啓発をしていきたいと考えています。

つけ加えますと、テレビの視聴時間等については、短い家庭もありますし、非常に長い家庭もありますので、個々の子どもの状況に応じて返していくということは、そういうことであります。

また、学校公開やPTA研修等の場で、学力調査で明らかになった課題を提示して、家庭の協力の必要性を訴えていきます。

ご質問の4点目ですが、本市の子どもたちの社会体験、自然体験が全国と比較して豊かであるのは、地域に開かれた信頼される学校を目指して、学校が総合的な学習の時間も活用しながら地域体験学習等の郷土理解学習を意図的に進めていることと、加えて保護者や地域の皆さんがそれを支え、協力してくださった成果であります。同時に、地域振興会等の行事に無理なく子どもの参加の道を広げていただいた成果でもあると受け止めています。

5点目の質問であります家庭、地域、学校の役割への見解へのお答えにもなろうかと思いますが、人間としての基礎を培う義務教育段階においては、学校と家庭・地域がお互いに自己の責任を自覚するとともに協力して子育てをする環境づくりが重要であります。安芸高田市教育委員会では、協働の子育てをすることを協力の協に育てるとして協育として、各学校はそのことを担い、子どもの教育に少しでも果たすよう学校公開を進めているところです。

今後とも、公開日には多数ご出席をいただきまして、授業参観だけでなくその後の講演会や学校の説明会に多くの市民の皆様にご参加いただくよう願っているところです。

最後に申し上げましたことについて、少しつけ加えさせていただきますと、市内の学校はすべて学校公開ができる状況になっております。中でも研究指定校を受けている学校については、研究というテーマがありますので、そのことについては、資料等を十分に作成してそれに答えるだけの内容にしていますが、その他の学校すべてについて、同じようなことをすると、過剰負担になるということもあるので、地域公開として、指導案等は簡単にしながら、市民の皆さんにもわかっていただきやすいような資料の配布に心がけておりますので、授業等には、たくさんおいでいただくのですが、あと保護者に聞いていただきたい内容、講師等を招いたときに、ほとんど残ってもらえないということがありますので、この場を借りながらそのこともお願いをさせていただきたいと思っておりますし、学校もそのことに向けて一層努力をさせてまいりたいと思っているところです。

長くなりますが、続いて、学習指導要領改定についてのご質問にお

答えいたします。

ご承知のとおり、学習指導要領は文部科学大臣が学校における各学年別の教科の内容や授業時間数を定めて示す、いわば各学校で行う教育内容の基本に当るものであります。

社会情勢が大きく変化をする中、昨年、教育基本法が60年ぶりに改正され、さらに本年6月には学校教育法の一部が改正されました。これを受けて、先般、中央教育審議会から学習指導要領改訂の骨子が公表されましたが、それによりますとこれまでの学習指導要領の基本理念であった生きる力を育むことを継承しながら、学力としては、学習意欲を高め、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とそれらを活用する力の育成を進めていくことを目指しています。また、この力を十分につけていくために、子どもたちが学習にじっくり取り組めるよう授業時間を確保することとなっております。

具体的な教育内容に関する主な改善事項は、言語活動や体験活動の充実、伝統や文化に関する教育や道徳教育の充実、理数教育の充実や小学校の高学年における外国語活動の実施など、これまで安芸高田市内でも重点として取り組みを進めてきた内容とかかわりの深いものであり、既に各学校の教育活動の中に、積極的に取り組まれているものもあります。指導要領の改訂によって、週1時間の授業時間の増加は見込まれますが、教科の授業時数の増加であり、総合的な学習の時間の導入時とは異なり、比較的受け入れやすい改訂と受け止めています。

本年度中に新学習指導要領の告示があり、平成23年度から小中学校とも、本格実施となる予定です。その間に移行期間として先取をして行う内容もあると思いますが、市教育委員会としても十分な研究を行い、学校現場への混乱がないように、学校への指導助言や必要な方策等の検討を行ってまいりたいと考えております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問がありますか。

2番 秋田雅朝君。

○秋田議員

ただいま教育長の方からいろいろご説明をいただきました。それで再質問ということですが、私、①とか②とか項目を分けて質問をさせていただいておりますので、また項目ごとにもう一度ご質問の方をさせていただきたいと思います。

それですまず1点目の課題の検証についてですが、国語・算数、学力的な課題を先ほど説明をいただきましたけども、広報でもご説明をいただいておりますとおり、課題は見えているのだと思います。それでここで私が思ったのは、これが数値の平均というのは、市内全体の平均だと思っておりますので、これがもとへ返ってはあれなのですが、序列化になってはいけないけども、各学校ごとの検証は必要であろうと思うし、恐らくされていると思います。そこのところの検証の中でばらつきがあると思います。それぞれの学校で、課題が一緒だとは思われな

いのです。そこらあたりの整理の仕方は当然、学校でしていかななくてはいけないのですが、そこらあたりの見解を整合性を持って、教育長としての立場でどのように指導なされるのかということが1点と。

それから知識を活用する力を身につけなくてはならないということに関しまして、ではどのように具体的な取り組みをなされるのかということが1点お伺いいたします。

それから2点目の今後の活用ですが、授業についての研修会を行うとか、指導者の質の向上を図るといような答弁をいただきました。それでここで私が質問をさせていただきたいのは、児童生徒1人ひとりの学習改善に活用することが基本となっておりますので、そこらあたりは、先ほどの質問と重複するかもしれませんが、可能なのかどうかということ、1人ひとりということ、その改善を図るのが各学校ごとでやられるのでしょうか、そこらあたりが本当に可能なのかどうかということ、ちょっと見解をお伺いしたいと思います。

それから3点目の質問でいただいたと思いますが、学校・家庭の連携をどのように推進されるのかという質問でいただいたかもわかりませんが、先ほども言いました児童生徒1人ひとりの結果については、これは保護者の方に当然伝えられるのだと思いますが、そこらあたりの、伝えてそのことをどのように生かしていくのかということ、やっぱりきちんとしたものがないと、この調査の意味がないと私は思います。そこらあたりがどのように思われているか、見解をお願いします。

それから4点目は、総合的な学習の時間の効果と考えていいのかという質問をさせていただきましたけども、まさしく地域に開かれた学校を目指されて、それから総合的な学習の時間を利用された結果で、社会体験、自然体験が本市においては、よそよりはすぐれているのだということの説明をいただきました。後ほど出てきました学習指導要領改定についてにつながるわけですが、総合的な学習の時間の大幅削減が今唱えられておりますけども、ここらあたりが影響してくるのかどうかということ、教育長さんどのように思っておられるか、見解をお願いします。

大枠2点目の学習指導要領改定についての見解をお伺いいたしました。るるこれまでのいきさつも含めて、教育基本法あるいは学校教育法の改定等のご説明をいただき、とりわけ生きる力を育むということ、を継承しながら、学力の定着等を図っていくという答弁だったと思います。それで教育長さんの見解は、比較的受け入れやすい改定だと思われているという答弁だったと思います。私がこの質問をさせていただいたのは、先ほどもちょっと冒頭申させていただきました教育現場での教職員の多忙ですね。このことについて、大変、多忙だという声が教師の方よりも、世間の方が先に広められているかわかりませんけ

どもよく聞かれます。その中でこの授業時間数増は、大変多忙な中での授業時間数の増ということを考えたら、教員にとっては大変困難なことだと私は思います。あるいは児童生徒と向き合う時間の確保が難しいというようなこともよく言われております。

そうした指摘がある中で、対応策として国は教職員の増とか、あるいは外部の人材活用が必要なのだという言い方をされてはおりますが、国自体の方は教職員定数増を目指す文部科学省と、それから歳出削減を進める財務省の間で対立があるのだという報道もなされておりますので、混沌としている状況の中で、私は夢と志を持って活力ある子どもを育てるという中での懸念が少し感じられるわけです。国の教育施策展開に同調しなければならない教育現場で、将来展望と申しますか、将来の考えを見据えた安芸高田市教育、理念をしっかりと持つことが必要だと思いますが、そこらあたりの教育長さんのお考えはどのようなかということをお伺いしたいと思います。

○松浦議長

ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

ただいまのご質問について、私が答えてもいいわけですが、この3月末まで学校現場で校長をしておりました永井教育参事の方が、さらに具体的な答弁ができるだろうと思いますので、そちらの方から答弁をさせます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育参事 永井初男君。

○永井教育参事

議長。

秋田議員のご質問ですが、まず1点目、課題の検証についてですが、ご指摘いただきましたように、当然教育委員会といたしましても、各学校ごとの検証というものはやっております。当然各学校ごとの課題、具体的に言いますと先ほどご指摘がありました、ばらつきというものもあります。この点につきましては、現在安芸高田市はもちろんです。県内において各学校が自己申告制度という制度を取り入れて、校長との直接的な面談をしながら学校の課題を把握すると同時に、必要な指導を教育委員会としてするというところを行っております。現在校長から出されました中間申告に基づきまして、面談を実施しているところですが、こういった場を活用しまして、各学校間の独自な課題等については、現在具体的な数値等を持って必要な指導をしているという状況です。

それから知識の活用ということで、具体的にはどういうことかということがありましたが、この点については、今申されましたように何とかいいましても、授業の改善をしていくということに尽きるのではないかと思います。中山間地に位置します本市の状況から考えましても、学力の向上ということにつきましては、日々の授業が当然中心になってくるわけです。今回の意識調査等を見ましても、一定程度の学力を

身につけているわけですが、内容によりますと、例えば算数あるいは国語、数学あたりが好きですか、嫌いですか。というような質問に對しまして、まだまだ数字としては低いといえますか、課題があります。このあたりをわかる授業を展開していくことによって、その興味関心を高めていくことで、さらなる学力の向上というのが十分図られると考えているところです。

2点目、今後の活用ということですが、3点目とも関連しますが、今回の調査では児童生徒1人ひとりの個票というものもあります。これを教育委員会としましては、今年中に保護者へ返していくことが望ましいということで、指導しておるところですが、その個票を返しながらか学校では各担任でありますとか、教科の担任が学習状況にかかわります、1人ひとりのカルテというようなものを作成をしまして、先ほど教育長も答弁をしまして、現在学校には教務主任というものを位置づけておりますが、そういった教務主任等との連携の中で、担任がすべてを指導していくということではなくて、それぞれの学校の中でチームを組みながら、そのカルテに基づいて必要な指導をしていくという体制をとるようにしておるところです。

それから3点目。連携ということですが、これも議員ご指摘のように、全く家庭、地域、学校が、連携していくことが非常に大事だというふうに考えておるわけですが、今回の調査のひとつの狙いの中に、やはり家庭や地域へどういったことを具体的にお願ひしていくかということも、教育委員会としては視野に入れているところです。現在、家庭での学習というものが、まだまだ市内の児童生徒は低い。そのひとつの要因は、広報でも公開をさせていただきましたように、テレビ視聴等の時間との関係があるということも確かです。もう一つは、児童生徒の意識の中に、まだまだ家庭学習というものが、学校の先生から出された物が家庭学習というような意識が強くあります。自主的に復習であるとか、予習をしていくというものも含めて家庭学習。特にこれは小学校に顕著だというふうに今分析をしていますが、そういったところの児童生徒の意識改革というようなことについても、取り組んでいく必要があると考えています。あわせて、保護者の方の家庭学習に対する関心と協力をいただく方法ということも必要であるというふうに考えております。

少し話が横にそれますが、現在世界で一番学力が高いというふうに言われておりますフィンランドの状況などを見てみましても、自分の勉強部屋といえますか、子どもにとっての部屋があっても学校から帰って家庭で学習をするのは、親のそばでやるというふうなことがかなり定着しているということを聞いています。そういった中で、やはり家庭学習については、子どもがやるということのみならず、やはり保護者の方にもそのあたりの意識を少し変えていただく、そのためには、今後、各学校個々が取り組んでいても十分な成果が上がらないという

面もあろうと思いますので、現在市内で組織をされております、安芸高田市PTA連合会あたりとの連携というようなものも視野に入れているところ です。

4点目、各種体験ということですが、これにつきましては教育長が答弁をいたしたとおりですが、本当に保護者、地域の皆様、とりわけ振興会あたりの協力をいただきまして、本当に豊かな体験を市内の子どもたちはできていると思います。

学校も現在、もう一つの学校ということで地域を位置づけ、それからもう一人の先生ということで、地域の方を位置づけて本当に学校現場も多忙な中、努力をしてくれておる結果が、今回の調査の数値としてあらわれたと受け止めております。

ただ、ご指摘いただきましたように、今回の改訂では、その地域体験をやっております主な活動場面であります、総合的な学習の時間が削減される方向ということで出ております。ただ、これにつきましては、先ほど申しておりますように、かなりこれまでの中で、子どもたちあるいは学校の総合的な学習の時間の使い方というものが充実してきております。

具体的な数値で言いましたら、小学校は総合的な学習の時間は楽しいかということにつきまして、74.2%の児童が楽しいというふうに答えておりました、全国平均より約5ポイント高い結果となっております。

中学校につきましては、8ポイント以上、総合的な学習の時間が楽しいというふうに答えております。あわせて総合的な学習の時間の中で、学んだことが将来役立つと思うかどうかということにつきましても、小学校で4ポイント、中学校になりますと約8ポイント高い回答で役に立つと児童生徒が受け止めてくれています。

こういった状況から見まして、多少の総合的な学習の時間の削減はありましても、現在充実した総合的な学習の時間の中の活動が展開されているところからいいましたら、かなりそのあたりは精選した形で大きな影響はなく、それぞれまた地域の皆様方のご協力をいただきながら取り組めるのではないかと考えておるところです。

それから5点目の生きる力を育むということとの関連ですが、現在安芸高田市としましては、先ほどもありましたように、夢と志を持った活力ある児童生徒の育成ということで、取り組みを進めているところですが、この点につきましても、現在の学校教育の現状から考えましたときに、やはり、ひとつには家庭には子どもにとっての心の基地になっていただくということが、非常に大事になってくると思います。それに基づいて、学校は引き続いて確かな学力の定着に取り組んでいく。

もう一つは地域には、現在も本当に地域行事の参加等が熱心に取り組んでいただいているところですが、子どもたちにとって、モデルと

なる大人の方の出会いという場を充実させていくということの中で、生きる力を育みながら、子どもたちが豊かな人生を送れるように、引き続き学力の向上に取り組んでいきたいと思っています。

最後、学校現場の多忙化の問題ですが、これにつきましても教育長が申しましたように、今度の改定というのは、新しく内容として出てくるのは、現在のところ小学校における高学年の英語活動ということになるかと思います。これにつきましては、現在も他に先駆けて取り組みを進めておりますので、現場の方の受け止めとしましては、校長の方に緊急的な簡単なアンケートも実施させていただいているところですが、約3分の2が前回の改定に比べて、今回の改定というのは、学校現場としては取り組みやすいというふうな受け止めをしているところではあります。

以上です。

○松浦議長

以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問ありますか。

2番 秋田雅朝君。

○秋田議員

今、教育参事さんの方から詳しくご説明をいただきましたけども、今日この質問をさせていただいて、このテストの結果については課題の検証、あるいは活用方法、それから学校、家庭の連携、それから総合的な学習の時間等も大変有効的であるという説明をいただき、私は理解いたしました。最後に学習指導要領の改定も、英語の授業が増えてくるのだということも伺って、とりわけ学校現場の方の混乱も避けるのだということも伺えましたので、取りとめてその意見ということはありませんが、最後に教育長さんに、今後教育というのはこのテストも含めて、1年や2年で結果を出すのではない。長い目で見るのが教育であり、そのことが活力ある子どもたちに育てていくという結果につながるのだという確信は私も持っておりますし、そうしようとするならば、ある程度長期展望に立った教育長の見解が必要だと思うのです。今、お伺いした中では教育委員会、学校現場、しっかりと連携のもとに進められているということは、理解しました。そうした中でこういった点も含めて、今後の安芸高田市の教育展望を本当に教育長さんはどのように進めていかれるか、その一端でも結構ですので、その見解をお伺いいたしまして私の質問を終わらせていただきます。

○松浦議長

ただいまの再々質問に答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

教育長としての教育に対する理念ということですが、端的に申し上げまして、橋をつくるとか道路をつくるとかということとは違っていて、教育ということについては即効果が出てくるということとはなかなか言えないところがあります。しかしながら、将来の21世紀はどのような社会になっているのだということを見据えながら、今の子ども

たちに力をつけていくためには、義務教育段階においては、やはり15歳までの子どもなので、親とそして地域と学校が、見守りを十分に語り合いながら子育てをしていくということが一番大切にしていきたい。学校はその中でも、学校でしかできないことは何なのかということになりますと、先ほどの全国学力調査の結果、あるいは県内の基礎基本定着状況調査の結果がありますが、知育・徳育・体育という3つのことについて、徹底すべきものは徹底をしていって、そしてそのことが将来花開くようにしていきたいと思っております。

エスカレーターに乗せるだけではなく、乗って降りたときにつまずくような子どもにしないためには、足腰がしっかりとした子どもをエスカレーターに乗せ、またルールを守ってエスカレーターに乗り、そしてまた降りたときでも、ひとり立ちができるということを理想として考えております。

中でも少年自然の家の問題につきましては、今少なくなっておるといふ自然体験、生活体験というものをできるだけそういうことを通しながら、鍛えていきたいというのが私の思いですし、協育ということを取り上げていっておりますのは、協力の協に育てると、学校もやります。地域の皆さん市民の皆さんも、学校を信用してついてきていただき、支えていただきたいと思いますとおるところです。

以上です。

○松浦議長

以上で再々質問の答弁を終わります。

これをもって秋田雅朝君の質問を終わります。

この際13時まで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて通告がありますので発言を許します。

8番 赤川三郎君。

○赤川議員

議長。

新政会に所属しております赤川三郎です。

さきに通告しております、2点についてご質問をさせていただきます。なお、2、3日前から体調を崩しまして風邪を引いてのどが痛くて声が聞きにくいかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

まず1点目、郷土芸能子ども歌舞伎の指導者の育成についてお伺いします。

こいのぼりが舞う5月5日は、こどもの日です。郡山麓の清神社の例祭での一環としての市入祭が盛大に行われ、子ども歌舞伎の檀尻屋台での演技が披露されます。この子ども歌舞伎は、1674年に始まり、今年でちょうど333年の歴史を持っているところです。

役者は吉田中学校のご理解と皆さんのご協力のもと、毎年2年生6名が当たり、放課後と休日に練習を積み重ねているところです。市入祭の当日は2台の檀尻屋台で町の要所を回り、披露されているものです。当日は、多くの参拝者や観衆から絶大なる好評を得ているところです。

指導者は、演技・指導の一切を岡山県奈義町横仙歌舞伎保存会から毎年迎え、終盤では宿泊をしながら指導を受けている状態です。これまでの経過から、地元では子ども歌舞伎檀尻屋台が安芸高田市無形文化財であるとともに、地域振興の核として伝統芸能の保存・伝承のため子ども歌舞伎保存会をつくり、指導者の育成に努めてこられたところですが、地元指導者がなかなか育たず、今後についても地元指導者の育成が大きな課題となっているところです。地元としても長い歴史の中で、今日まで引き継がれてきた子ども歌舞伎は、地元のみならず市としての貴重な財産と考えております。これからも守り伝えるべき郷土芸能を保存・伝承するために、市として指導者の育成をお考えはないかお伺いいたします。

2点目の道路改良、歩道の新設についてお伺いします。

市道、一本木小山線は、近年施設等の増加に伴い、車両通過数並びに通行者数も以前に比べて大きく増加しています。また朝と夕方には国道54号線がラッシュになるため、抜け道としての通行者も多く見られるのが現状です。特に国道54号線から昭和橋の間は市道の幅が狭く渋滞の原因にもなっているところです。また、竹原地域には福祉施設があり、三差路、交差点も多く、狭い道路に車が頻繁に通行しているため、地域を初めとする歩行者や自転車の利用には大変危険にさらされているのが現状です。安全・安心の面からも一刻も早く歩道の新設対策を講じるものと考えますが、市長のお考えをお伺いします。

答弁によりましては、再度質問をさせていただきます。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの赤川議員のご質問にお答えをいたします。

子ども歌舞伎檀尻屋台保存会の活動につきましては、永年にわたり清神社の市入り例大祭奉納を続けてこられるなど、伝統文化の保存伝承に尽力をいただいております。心から敬意を表するものです。

また、市内において現在、存在します無形民俗文化財の中でも、子どもが伝承する伝統芸能は数少なく、市としても貴重なものとしてとらえております。また、去る10月14日に府中市で開催されました第25回の広島県文化財保護審議会等連絡協議会において、第6回広島県文化財協会こども文化財愛護活動表彰を受賞されるなど、県内の子ども文化活動においても高く評価をされています。しかしながら、現在、保存会には歌舞伎演技の指導者がいないため、岡山県の奈義町から招いている実態があり、指導者の育成に大変苦慮されているとお

聞きしております。これに対し、市として市内全般にわたって指導者を養成する考えはないかとのご質問ですが、現在の状況を見る限りでは、指導者や後継者の養成は、やはりそれぞれの団体において、ご苦労されながらもやっておられるのが実態です。市が直接指導者の養成を行うということは難しいものがあると思います。このことは、地域の伝統文化芸能は、その地域固有のものであって、また、地域固有の財産だからだと私は考えます。

いずれにいたしましても、市として全く取り組みをしないということではなく、これまで同様、子ども歌舞伎壇尻屋台保存会への間接的な支援は行っていく必要があると考えております。

ご理解を賜りたいと思います。

次に、市道、一本木小山線の歩道の新設についてのお尋ねですが、この市道は、国道54号、一本木交差点を起点に、昭和橋を渡り県道上入江吉田線と竹原地区の清風会の横を経由し、砂田川に沿って小山の林道入り口までの路線で、延長約3,200メートルの1級市道の取り扱いとなっております。現在、小山地区におきまして一部道路改良を実施をしておるところです。

また、起点側の国道54号、一本木交差点付近につきましては、平成17年度に三次河川国道事務所において、歩道整備に伴い交差点の改良がなされたところです。これにより、市道側の交差点付近は以前より一部広くなりましたが、全般的に幅員が狭いことと近年交通量も増加したことなどから、朝夕の通学・通勤時はもとより、地域にあります身体障害者の施設の方々の活動時には、危険な箇所があることも認識しているところです。

このような状況を踏まえ、市といたしましては、この区間につきましては、現在、土地関係者に協力依頼を行い、拡幅についてのご理解をいただくよう取り組んでいるところです。また、竹原地区から小山地区の整備につきましては、先ほど申し上げましたように、現在、小山地区での改良工事を行っており、これらの状況や財政状況などを見計らいながら、今後の対応等について検討していきたいと考えているところです。

いずれにいたしましても、効率的かつ効果的な道路整備を行うには、用地の確保が最優先です。

ご支援並びにご理解を賜りたいと思います。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

○赤川議員

議長。

○松浦議長

8番 赤川三郎君。

○赤川議員

ただいま答弁をいただいたわけですが、子ども歌舞伎の指導者の育成につきましては、平成17年度にも同僚の議員さんが同じような質問をされたわけでしたが、それからの一歩も進展のない答弁であった

と思います。もちろんその団体が、あるいは地域の振興会が核として取り組むべきだという前回の答弁もあったわけですが、しかしそういった形の中で、やはり市の郷土芸能として伝承をしていくためには、物心両面の支援をしていただくことが必要であろうと思うわけです。補助金の支援はしていただいているのが現状ですが、次には地域振興会に対して、そういった支援の指導もお願いをしたいと思うわけでありまして、そこらの指導について、再度お伺いをしたいと思います。

次に歩道の新設についてですが、今答弁いただきました中では、一本木小山線につきましては、国道54号線からの昭和橋の間については、土地の確保に力を入れているということで、非常に明るい答弁をいただいたと思っています。しかしながら一本木小山線につきましては、以前にも平成17年だったと思いますが、質問をいたしておるところですが、特に竹原地域におきましては、清風会という大きな福祉施設があるわけです。入居者あるいは通所者あるいは勤務者合わせて600人を超える大所帯なそういった施設もあるわけです。同時にその近辺に歩道がないということについては、この前も質問をさせていただいたわけですが、そういった状況を今一度現場を見ていただいて、身体に障害がある方々が本当に自然の中で通所される姿を見ますと、どうしても安全安心な歩道が必要なわけです。

今回、一本木から国道から昭和橋の間は明るい答弁でしたが、それから先のお考えは、前回17年に質問をさせていただいた当時からどのように進捗しているのか、また同時に可愛地区振興会の主催によります市政懇談会にも市長さんを初め、幹部の方々に来ていただいて、いろいろと懇談する中で、竹原の地元の皆さんそして清風会の方々から、再三再四にわたって、歩道の新設について要望をされております。そこらあたりをかんがみて、今後どのような方向で進まれるのか再度お伺いをさせていただきます。

○松浦議長 ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 子ども歌舞伎の問題については、赤川議員さんご存知のように、旧吉田町時代から長年の懸案であったわけです。そういうことでなかなか地元で指導者が出てきにくいということで、岡山県の奈義町から専門の人を招いて、指導をしてもらっているという吉田町時代からの経過があるわけです。したがって我々も財政的な支援については、できるだけ講師の招聘とかそういうことについては、ご協力をしておるつもりですが、地元でこの指導者を養成するということについては、本当に地元で適当な人材がいるかどうかという問題もありますし、やはり地元の地域として取り組んでいただければ、我々もそういう支援はしていきたいと考えておるわけです。

それから一本木小山線の歩道については、できるだけ努力は今しておるところですが、これも長年の吉田町時代からのこの路線という

のは懸案であったようで、なかなか用地の問題も難航していたときもあるということで、延び延びになっているということもあるので、我々としてはできるだけ努力をしていきたいと思えます。

詳しくは、担当部長の方から補足の説明をしていきたいと思えます。引き続き答弁を求めます。

○松 浦 議 長

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

一本木小山線の件について、ご説明させていただきます。

ただいま市長の方から話がありましたように、現在一部改良をしながら、また用地等の調整がつくところにつきましては、具体化をしようというところでは、特に小山地区について、工事をさせていただいております。ここらの状況も見ながら竹原地区等の状況も把握をさせていただく必要があるかということを考えています。

ただもう1点。昭和橋付近と54号線のところについては、先ほども市長の答弁がありましたように、用地の方をいろいろ地元の方とも協議をさせていただいて、一定の方向性が出るのではないかとというような思いを持っているところでは、それらがある程度調整がつかないと、具体化に向けて取り組みをしたいということで、現地等も再度見ながら検討を進めていきたいと考えております。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

8番 赤川三郎君。

○赤 川 議 員

議長。

まず子ども歌舞伎の指導者の件ですが、地域のことだから地域でというようにも受け止めるわけですけど、先ほど言いましたように、やはりそういった地域でやるにしても、何らかの形の支援と指導をいただかなくてはできないと思えますし、今指導を受けている岡山県の奈義町におきましては、職員の方が専門員として、3名ほどおられるという形の中で、郷土芸能を伝承しておられるということも事実なので、そこらをかんがみて、安芸高田市としても多くの郷土芸能があると思えます。おおむね30個ぐらひはあるのではないかとと思えますが、それがすべてということになるかどうかはわかりませんが、しかしながら今伝統あるこの吉田の子ども歌舞伎については、本当に存続を危ぶまれるような時代にきているわけでは、そういったことを含めて、ひとつ今後の取り組みについて再度伺いますが、と申しますのが19年度から23年度までの5カ年計画の中に、芸能文化の保存伝承事業という形の中で、多額な予算を組んでおられるのが事実ですが、そういったこともぜひ活用していただきまして、本当にこの伝統ある子ども歌舞伎が存続しますように、物心ともに支援とそして指導を今後どのような形の中でやっていただけるのか、ただ支援はするが、では地域でやれというだけでは、これから進歩がないのではないかとと思えますので、どうかひとつ支援もするが、助成もするがひとつこういった

ことで指導をしていきたいという言葉、ぜひいただきたいというように思います。

次に歩道の新設ですが、先ほど言うていただきましたように、土地の確保が何といたしても大変というのは重々わかっております。しかしながら地元あるいは可愛地区の振興会をあわせて、長年の要望事項なので、これはひとつ早急に検討していただき、取り組んでいただくべきです。この件については要望なので、要望して私の質問を終わらせていただきます。

○松浦議長 　　ただいまの再々質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 　　子ども歌舞伎については、貴重な文化財なので、我々もこれを育てていく必要があると思いますが、指導者の発掘については、なかなか見つからない。そういう実態があるわけなので、やはり地元でそれではやってみようかと、これだけ費用が要るからその分については、支援してくれとか、そういうような意欲がないといくら金をつぎ込んでも、なかなか人材が育ってこないというように思いますので、そこらのご支援を賜りたいと思いますし、今までの道路の問題ですが、道路の問題はやっぱり一番大事なのは、用地の調整がどのようにつくかということで、いくら予算を組んでも用地が調整できなければなかなかできないということがありますので、地元の議員さんともそういう点については、お力添えを賜りたいと思います。

○松浦議長 　　再々質問の答弁を終わります。

　　以上で赤川三郎君の質問を終わります。

　　続いて通告がありますので、発言を許します。

3番 田中常洋君。

○田中議員 　　議長。

3番、政友会の田中常洋です。さきの通告に基づき質問をいたします。

平成20年4月17日をもって任期満了となる次期市長選挙について児玉市長に伺います。

平成16年に高田郡6町が合併し安芸高田市が誕生しました。児玉市長は、人輝く・安芸高田をスローガンに初代市長に就任され、安芸高田市総合計画並びに新市建設計画により、向原町に特別養護老人ホームかがやき、また、事務の効率化として総合庁舎、芸術、文化、生涯学習施設として文化ホールの完成等、着実に実施されてこられました。

また、児玉市長の提唱である住民自治のまちづくりとして、市内32の地域振興会組織では、それぞれの地域の実態に即した特色ある活動が着実に動き出しているところです。このことは国・県及び全国の市町村より注目をあびているところです。

また、当市と南部への道路網の整備として地域高規格道路東広島高

田道路向原吉田区間については、いち早く建設部に地域高規格道路対策室を設け、県と市が一体となって補償交渉に臨むという対応は高く評価されるものです。

懸案の継続事業等山積する難問課題を完結するには住民ニーズを的確に把握し、周到なる事前協議の理念に徹し、透明度の高い市民総参加型の市制に市民と一丸となって、スローガンの人輝く・安芸高田に向けて、遂行されることを望みます。

以上、私の所感の一端を述べ、次期市長選挙にあたり進退を伺います。

○松浦議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 ただいま田中議員さんからのご質問ですが、結論から申し上げますと、私は今期限りで引退をさせていただきたいと思えます。

この4年間、皆様のご支援によって本当にいろいろな問題を、山積した問題が解決できたことに対して、先ほど来おっしゃったように、合併建設計画の一番大きな市第2庁舎・文化ホールと、あるいはもう一つは向原へ特老をつくるという、ただ一つ今交渉中の火葬場の問題があるわけですが、懸案の問題はほぼ私は見通しが立ったと思えますが、いろいろ後のことを思えば、心配は耐えないわけですが、やっぱり政治というのはいつかは交代をしないといけないという私の気持ちもあるわけで、今度出られる人に後を託したいというのが、私の気持ちです。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

○田中議員 議長。

○松浦議長 3番 田中常洋君。

○田中議員 ただいまの答弁では、市長は今期限りで市長選挙には立候補しないという答弁でした。

思いますに児玉市長は旧高宮町時代、町長6期お務めになられました。その間、広島県の町村会の会長として、また全国の町村会の副会長として、その要職を務めて来られました。このことは広島県の73町村の、また全国の2,508の町村長さんの厚い支援と、また児玉町長の思案と人柄が高く評価されたものと思われまます。

それはさておき、年が明けて平成20年4月17日をもって、任期を満了されるわけですが、町長6期、市長1期、計7期28年の実績を踏まえ、今後の安芸高田市の将来像をどのようにお考えになっておられるか、お伺いいたします。

○松浦議長 ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 大変お褒めの言葉をいただいたわけですが、私は46のときに町長になりまして、ご指摘のように市長を含めると7期、28年、町長、

市長をやらせていただくことになったわけです。その間、選挙は1回しかしておりません。1番最初に46で町長選に出たときに、私は現職の議長であったわけですが、そのときに選挙をただけで、後は本当に皆さんのご支援で、市長になるときも無投票でやらせていただきました。これほど果報な人間はいないという気がするわけで、本当に支えていただきました皆さんに、心からお礼を申し上げたいと思います。何年やってもいつかはやっぱり引退をしなければいけない時期が来るわけです。そういうことで、今回引退を決意をさせてもらって、ご支援をいただく方には大変ご迷惑を私はかけたということで、夕べも2カ所で高田市内全域でつくってもらっております、支える会また20数年支えてくれた高宮の後援会、そこらにぎりぎり断りを言ってご了解を得たということで、いろいろな人に大変な心配をかけて、ご迷惑をかけたところもあるわけですが、最後は私が決断をさせていただくということで、結論を出させていただいたわけでありますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

いずれにしても今、非常に厳しい行財政の中でありますので、どなたがやられても大変厳しい状況であると思いますが、やはり今後行財政改革の流れを止めたらそれこそ大変なことになりますので、今後は議員の皆さんにもご協力を賜って、まず続けていかななくてはならないと思いますし、また先ほどご指摘がありましたように、ソフトの面の行政、もうハードの時代は終わった、今後はやはりソフトの面の時代ということが言われておりました、安芸高田市は合併計画の中に、ソフトの面の最重点課題に地域振興会による、住民自治のまちづくりということ掲げてやっておりますが、今後この流れは、やはり続けていきながら、実は今年の3月の毎日新聞社が住民自治でよくやっているところを表彰するというので、全国の中で1,820余りの市町村がありますが、現在合併しまして、この中から3つほど選ばれて、優秀賞に輝いたということで、それはそれなりに私は評価をされたというように思いますが、まだ合併して3年目でありますので、これはちょっと表彰は早いなという気がしましたが、それだけに全国がそういう流れをつくっておるということでありますので、この行財政改革とソフトの面の住民自治のまちづくり、32の振興会がありますが、ここらあたりが今後まちづくりの中心になると思いますので、今後ともどうしても議員さんのご支援がないと、ここらの政策の遂行というのはできないと思いますので、ひとつ今後ともよろしく願いをしまして、私の答弁にさせていただきたいと思います。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありませんか。

以上で田中常洋君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

6番 川角一郎君。

議長。

先ほどは前者の質問に対し、固い決意を表明されまして、我々も非常に残念に思い、寂しく思っておるわけですが、まだああして残り数カ月はありますので、全力投球で元気で頑張っていたいただきたいと思います。よろしく願います。

それでは通告をいたしております、2点について、6番の新政会の川角ですが、質問をさせていただきます。

まず1点目につきましては、空き家の解消によって地域の活性化が図れないだろうか。提案を申し上げながら質問をさせていただきます。

我が中山間地域におきましては、年々高齢化が進行してまいりまして、後継者も一たん都会の方へ出たらなかなか帰ってこないという現象が起きているわけです。そのために農村でも空き家がどんどん増えてきておるような現状もありますし、またこの旧吉田町の状況を見ても、ひところは非常に繁盛した町が、やはりいろいろなバイパスの状況とか要素はあるわけですが、非常に現在は空き家が目立っているという現状がありまして、昼通ってもシャッターが閉まって、非常に寂しい感じを与えているというような状況が、この我が安芸高田市にあるわけです。

農業関係で見えますと、この空き家が増えてまいりますと、その家の周辺あるいはそれにはいくらかの田なり、あるいは畑というものが付随しておるわけですが、それが荒廃してまいると。そしてこのことが非常に環境の悪化にもつながっているという状況があると思えます。

そこでこのことを解消し、地域が活性化するためには、やはり行政も、あるいは振興会、地域が一体となってこのことを解決しなくては、これはいい方向は見出せないのではないかというふうに思っておるわけです。それには、それに伴う制度なり手法、ここらを明確にしていかなないとなかなかこのことは解決いかなないのではないかと思うわけがありますので、このことについて現在ある程度、市の方でも取り組みをされてはいると思うのですが、今後の方向について、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから次に2点目ですが、農道の舗装についてお伺いをするわけですが、この点につきましては今まで再三各議員から質問がなされ、その都度やはり現在農道台帳を整備しているのだと、あるいはまたできるだけの対応をしていくというふうなことで、現在来たわけですが、その農道の台帳の整備状況は果たしてどうなったのか、この1点についてもお伺いをしたいと思います。

それから今までは、農道というのは2戸以上の民家に通じているとか、あるいは県道や市道を結ぶ農道というのは、優先的に単県事業を通じてほとんど自己負担なしの舗装がされた部分もあるわけです。しかしながらまだ現況を見ると、早く舗装が済んだ段階でもまだまだ多

くの農道が未舗装のままに終わっているということがありまして、このことは地域からも非常に強く舗装の要望が出ているわけです。

現在に至っては、この農道の舗装も農業法人でない地域は、舗装に対する単県事業がないというふうな、この近年の状況となってきたことは聞かせていただいております。しかしながら本市において、農業法人なり、あるいは担い手、そこらへ該当する地域がまだまだ全体的には行き渡ってはおらず、その未達のところが非常に多いわけなので、この点について、そこらにも多くの未舗装の農道が存在しているという状況があるわけです。そこで、県あるいは国に対しての強い要望をしていただくことは必要ですが、一方、財政が非常に厳しい状況ではあります。市として何とか独自の助成措置がとれないものだろうかと思っております。これにも限度があるかと思っておりますが、そこらの考え方があれば、ひとつお聞かせをいただければと思っております。

以上です。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの川角議員のご質問にお答えいたします。

最初に、空き家対策についてのお尋ねです。議員ご指摘のとおり、安芸高田市においては、高齢化社会が進行する中で空き家が増え、中には放置され無残な姿をさらしている空き家も目につく状況です。こうした地域の荒廃は、集落自体の機能が低下するばかりでなく、祭事等を初めとする地域文化が喪失していく姿を示しており、きわめて憂慮される事態であると考えています。こうした中で、国においても総務省や国土交通省等においてコミュニティのあり方や限界集落についての議論が現在始まっているところです。

安芸高田市の空き家対策については、空き家情報バンク制度によって空き家情報をホームページ等によって広報しまして、賃貸及び売買等の募集を現在行っているところです。この間の実績は、9件の登録を受けて、3件が売買及び賃貸契約を現在まで完了しています。2件が現在、協議中というところです。

こうした実態を見ますと、空き家に対する一定のニーズがあることが証明されていますが、広い市内の中で、物件の情報の把握が難しいことに加えまして、家の中に家財道具がまだあるとか、墓参りのときには家に帰らなくてはいけないとか、いろいろな理由によって、空き家はあってもなかなか提供していただけないこともあり、物件の把握に効果を挙げていないのが実態です。

また、転入してこられた方もスムーズに定住していただくためには、その地域でいろいろとお世話をさせていただく方の存在が不可欠であると言われております。

こうした実態を踏まえ、市内にある空き家の情報を把握し、定住を円滑に進めるためにも、地域の状況に精通しておられる市民の皆さん、

例えば住民自治組織の皆さんの協力を得る等の対策を検討していきたいと考えているところです。

それから農道舗装についてです。議員ご指摘のとおり、広島県では、地域の担い手となる農業生産法人が経営管理している地域のみが、いろいろな新規事業の補助対象として採択をされるという状況です。私自身は個人的には、広島県のそういう大規模農家とか法人だけを対象にした補助事業というのは大変不満で、事あるごとに農政部長とも論議をしますが、なかなか県のガードが固い。日本的にも有名な市場主義者と言われているようですが、県の農政部の方向をある程度、今後変えないと今の農道舗装も沿道に農業法人とか認定農家がないという制度が、もう県が決めておられますのでなかなか難しいと。農道舗装の整備計画は各支所単位に計画を調整しまして、小規模の農業基盤整備事業によって整備を進めておりますが、その採択状況は年々申し上げたように厳しくなっております。維持管理の軽減、農作業の効率化のため、今後とも農道舗装の整備は必要であろうと、このように考えております。

国県の制度利用と現在の市単独の補助制度と併せて、関係者の方の一部ご負担も視野に入れた、市単独事業の検討が必要ではなかろうかと考えておるところです。

今後、議員の皆さんのご意見を賜りながら、どのような形で農道舗装を進めていくかということもご相談をさせていただければというように考えているところです。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

再質問があるようですから、発言を許します。

6番 川角一郎君。

○川角議員

まず空き家対策の関係でご答弁いただきましたが、いろいろ現在も同じような考え方の中で、対応をいただいておりますということは非常にうれしいわけですが、実績についてはまだ始めて間もないということで、上がってないということではあるかと思いますが、ひとつの事例として私が調査した段階を申し上げますと、私の近くに法人の集落がありますが、その状況を見ると、現在全戸数が22戸ですが、その中で6戸は人がいないという現状があるわけです。それでそこは法人化もされておりますし、受け入れ体制も非常にその会長さんが、空き家をなくしていかなくてはいけないと、それでこれからみんなでやっつけようということで、非常に関心を持っておられるということもありまして、その6戸のうちの3戸はもう成約はできたと、2戸は不動産を通じながら売買も成立しておるわけですが、そこでは1戸の人は田んぼをつくりながら、町から来て法人の理事にもなっておられるというふうな、非常に進んだ形で対応をされていると。それから1戸は法人でいろいろな麦茶なり、大豆の加工をしておりますが、それ

の手伝いがしたいからこっちへ移ってくるよということで、賃貸でやっておられるというふうな3戸の成約ができたということで、この間も地元でいろいろ話をしましたが、素晴らしいことだなど。このことが、やはり全市に広がっていくことができないだろうかということで、あえて今日提案をさせていただき、質問をさせていただいておるわけですが、またその横へ行きますと集落があり、ここでは21戸ほど昔からありますが、今数えてみると7戸が空き家になっているという現状があるわけです。この中の1戸が貸家の状況で何とか使われておりますが、あとは全然住んでいないということで、その家の周辺も非常に荒れ放題になっているという姿を見るにつけ、やはりこのことは今後非常に大きな問題になってくるだろうということで、何とかここで本腰を入れていかないと、過疎がどんどん進んでいくのではないかと、このことを痛感もし、この間、私のところの振興会の役員会でもこのことが強く出てきたので、私もここで積極的にこのことは要望していくし、これから振興会も振興会として、取り組んでいこうというふうなことも話が出ました。このことを推進していくためには、今やっておられる手法から見れば、まとめは自治振興部の方である程度ホームページなり、いろいろなPRの中で対応はされているようですが、実質そこらに話が出てくると、今度は観光課で事務なり、いろいろな取りまとめをしていくのだという、この間も話を聞いたわけですが、それもひとつの方法かと思いますが、やはりホームページあたりで力を入れていくのなら、そこの担当者が一体となって最後までそれを成約につなげていくということが非常に必要ではないかと思っておりますので、そこらの制度というか、体制づくりが非常に大事ではないかと。せっかくできそうでも途中で切れるというふうなことがありますので、私はその体制づくりというのを、これからひとつお願いをしたいというふうにも思っておりますので、そこらの考えと、それから今私が申しましたことについての考えに若干ずれがありますので、そのことについてお聞かせをいただきたいと思っております。

それから農道の関係につきましては、さっきありましたように、これは国の制度あるいは県の制度と言いつつも、受ける方は別に農業者としては変わりはないのです。今までの人がそうして家が近くにあったとか、あるいは市道からつながっているというふうなことだけで、ある程度負担金が要らずに済んだのが、ここに至って今度は今までは何とか待ちなさい。もう少ししたら順番が回ってきますよ。ということで待ってもらったあげくに、今度は負担金なくしてはできないよと。もう単市の事業はなくなったよということ、果たして言えるかどうか、理解がつくかどうか、非常に大きな問題であろうと思うわけです。ですから、そのようなことで現在待ち受けられている人が、法人なり担い手に該当しない地域の人が、多くおられて強く我々も要望を聞いておりますので、そこらを何とか解決するような方向が必要ではない

かと。

さっきの答弁では要望もするし、考えていくという答弁をいただきましたが、20年の予算ももう査定に入られるということなので、具体的なひとつの方策なり、ある程度の考えがあれば、20年にこれぐらいの予算額はありますが、考え方についてこういうことは考えているということがあれば具体的にお答えをいただきたいと思います。

それからそこらを心配する場合には、今年あったようですが、今農業の就労をする人が非常に高齢化をされているという現状もあるわけです。そのために大型農機に乗っていてひっくり返ったという事例もありまして、非常に道路というのが、大変大きな役割を持っているというふうなこともありますし、それからこれが舗装されないとその周辺の草刈等も非常に大きな労働力になっております。これを人を雇ってやるということになると、かなりの経費もかかるわけですが、今朝ほどからありますように、非常に米の値段も下がっていると。農家所得が下がっている中で、このような負担が大きくなるということは、今後非常に大きな問題があるのではないかと思いますので、ここらもひとつ前向きに、単市で行けば今55%の地元負担。これを出さなくてはできない。しかしながら道路へ55%の負担を出して、果たしてこれが実行できるかという、なかなか地元でもこれは実現できない問題ではないかと思うので、そこらを勘案いただきまして、少しでも負担率が下がる方法等々が考えられるかどうか、ひとつお答えをいただきたいと思います。

以上です。

○松浦議長

ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの川角議員の空き家の利用ということについては、大変いい例を挙げていただきまして、我々も一定の方向が見えたような気がするわけです。ただ、市役所からインターネットで情報を流すだけでは、なかなか目的は達せないということで、それぞれの地域で入ってくる人の受け入れ体制も必要であろうと思います。それから入ってくる人の協力体制ということも必要なので、よく聞いてみますと、入ってきたのはいいけど、全く地元へとけ込んでもらえないのだというような話も聞きますので、そこらが受ける方も来る方も上手くできるようなことをいろいろ調査をして、受け入れをする体制を、先ほどの例のように、地域でこれは対応しなければいけないと考えます。

この間、徳島県の上勝町、その例の紅葉の葉っぱを売ったりして、地域興しをやっているという社長さんに聞きますと、上勝も2千人ぐらいの町ですが、1割ぐらいはIターンで来た人がいるようです。それで今後、注意しなければいけないことは、Iターンで来てもらえさえすれば誰でもいいという、そういうことではなかなかうまくいかないと。どうしても農業が好きだとか、田舎が好きだとか、地域と一緒に

に協力したいとかいう人でないと、かえって都会から逃避したような人というのは、これは田舎へ入ってもいいことにはならないというような話を実際に体験で話しておられました。そういうことで、今後受け入れ体制をつくりながら、本当に地域興しに役に立ってもらような人を受け入れるということが大切だろうと思いますし、また農道舗装につきましても、議員ご指摘のように今までは単県の2分の1の農道舗装の補助金を受けて、あと2分の1は市が市費で出していました。単県の補助金を受ける、これは法人や認定農家が周辺に農地を持っていないといけないということで、まず私は不可能だろうと。結局県はこのことを決めて、やらせないようにすると、県が銭がないから非常に厳しいハードルを決めたということしか考えられないわけで、今後県の財政も非常に厳しい状況なので、これが緩んでくるというのは、農政部長がかわれば少しは緩んでくるかと思いますが、ちょっと緩んでくる可能性は財政的には私は無理だろうと思います。そういうことなので、単市を使った農道舗装をどのように組み立てていくかということ、県も銭がなく、市も同じように銭がないので、いくらでもやってくださいというわけにはいかないところがありますし、それかといって放っておいたのでは、本当に末端の小規模農家が大変困るという問題がありますので、全く負担金をもらわないという制度は私にはつくれないと思います。いくらか負担金をいただきながら、希望に対応するという方向を議員の皆さんともひとつ協議をさせていただきたいというように考えています。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

あるようでございますので、発言を許します。

6番 川角一郎君。

○川角議員

前向きな答弁をいただきましたので、空き家の関係につきましては、市のひとつの大きな事業として、これから取り組んでいただくことと、それからその取り扱い部署の一体性、ここらをひとつ要望して終わります。

それから単市の農道の関係につきましては、今ありましたように非常に財政が厳しいということは十分確認しておるわけですが、そうは言いましても先ほど言ったような不公平も出てきておるというような現実もありますので、できれば今年少しでも、この20年の予算の中へ反映できるように要望しまして終わります。

以上です。

○松浦議長

以上で川角一郎君の質問を終わります。

この際、14時25分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時 9分 休憩

午後 2時25分 再開

〇松浦議長

それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。

15番 入本和男君。

〇入本議員

議長。

15番、あきの会入本和男。通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

安全なまちづくりの推進について、1として各町において、消防団の詰所・格納庫・積載車・ポンプ車・水槽車の整備、配備に格差があります。実施計画書を提出されていますが、どのような基準で整備されていくのか今後の計画を伺うものです。

2番目として、防火水槽整備事業で現在の申込み件数と、平成19年度から平成23年度まで何基設置できるのか。また残りは全市で何基の設置を予定しているか伺うものです。

3番目としまして、自主防災組織設立は平成19年度の計画が載っていますが、今後の組織をどのように計画されているのか。また、災害時の補償は誰がするのか、明文化してあるのか伺います。

4番目としまして、安芸高田市消防音楽隊は非常に我々には生の演奏ということで、耳に親しく伝わってくるわけですが、市としての位置づけと活動状況また活動の補償はどのようにされているのか。

5番目に、甲田町では女性の山田消防がありますけど、消防団の位置づけではないのですが、災害補償はどのように補償されているのか伺うものです。

また大枠2点目ですけど、各分庁舎が今まで、第1、第2、第3とありましたけど、今後の計画・現状について伺うものです。

以上よろしくお願ひします。

〇松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

〇児玉市長

ただいまの入本議員のご質問にお答えいたします。

最初に、消防団の詰所・格納庫、積載車、ポンプ車、水槽車の整備・配備にそれぞれ旧町単位に格差があるところのご指摘ですが、消防団は、ご存知のとおり旧町時代から古い歴史の中で地域に密着し、地域の事情を強く反映しながら発展してきておりますことから、ある程度のばらつきがあることは承知しているところです。

しかしながら、今後の整備等につきましては、分団の整理統合が進んでいる地域を参考に、対象地域の事情も考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、防火水槽整備事業についてのお尋ねですが、現在、防火水槽の設置は、地元の方と周辺の同意に加え、設置場所を提供していただくことを前提として、要望を取りまとめております。

把握しております要望箇所数は、合併前からのものを含めて、現在、

34カ所あり、そのうちの6件は、本年度に入ってから新規要望となっております。

本年度は、このうち5基を予算化しており、既に入札を済ませ工事に着工しているところです。

これらの建設計画につきましては、実施計画に基づき、おおむね毎年5基ずつを予算化し、国、県へ補助要望を行いながら、順次整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、自主防災組織についてのお尋ねです。昨年の9月に襲いました局地的な豪雨を教訓とすると、地元の皆さんによる、早期の避難体制の確立がきわめて重要なことと考えます。

こうしたことから、自主防災組織の設立に向け、本年1月からまちづくり委員会や各地域振興会役員会などに働きかけをさせていただいております。

具体的には、25の地域において説明会を持たせていただき、自主防災組織を自主的につくっていただきたいと思います。このように説明会を開きました。これらの地域は、今年度もしくは来年度に向けて設立の方向で検討をいただいているところです。現在まで旧吉田町で3つの自主防災組織、旧向原町で2カ所の自主防災組織ができているところです。

いずれにいたしましても、設立時に必要な費用に対する補助制度等を含め、継続的な支援をさせていただきたいと考えております。

なお、補償の問題につきましては、災害時における事故では公務災害補償制度が、また、訓練時における事故では防火防災訓練災害補償等の共済制度が、それぞれ要件の範囲内で適用することができます。

次に、安芸高田市消防音楽隊についてのお尋ねです。この音楽隊は、ご承知のとおり合併前の旧美土里町にあったものを、安芸高田市において設置規程を設けて引き継いでいるものです。

現在は、消防団員を含む16名で活動しており、本年度は先のクリスタルアージュの竣工記念式典を始め5回の出演をしております。

出演に際しましては、費用弁償を支給することで活動を支援しており、また、活動中の災害の補償としては、消防団員は団員としての補償を、団員以外の方は民間の傷害保険に加入しております。

次に、甲田町における山田婦人消防隊の災害補償の内容についてのご質問ですが、火災等の災害現場での事故につきましては、消防作業従事者という位置づけで、公務災害の補償対象となっております。

次に、各分庁舎の今後の活用計画についてのお尋ねですが、合併以来、3つの分庁舎に分散して業務を行ってまいりましたが、第2庁舎及びクリスタルアージュの完成に伴いまして、11月からは本庁業務を1カ所で行うことができるようになりました。

行政機能を集中することで、市民の利便性に寄与できるものと期待しているところです。

使用してまいりました各分庁舎につきましては、引越しが完了しまし

た10月末日をもって、それぞれ閉鎖をしております。今後の各分庁舎の活用計画につきましては、第1分庁舎は、保健センターとしての機能を持たせるため、現在、改修工事を発注し年度末完成を目指しているところです。

建設部が入っていました第2分庁舎につきましては、土地建物を民間から賃借していたもので、これを返還することとしております。

また、第3分庁舎、教育委員会が入っていましたところにつきましては、老朽化が著しいことから、来年度で解体することとしております。

以上、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

15番 入本和男君。

○入本議員

本日市長の方から重大発言を聞いて、我々ここで市長とともに安芸高田市を輝くまちづくりを目指してきました一人としまして、寂しい思いがするとともに、こうした意見交換ができたことを、甲田町時代から高宮町の町政に見習おうと努力してきた私としては、今日の戦いが、戦いといっては失礼ですが、意見交換がむだでなかったことを今心に秘めておるわけです。

市長とされましては、20年度の予算が安芸高田市の方向づけになるかと思っています。そういう意味を含めまして、ハードからソフトと言われましたように、内部の歳出が占める部分がたくさん出て、市民から苦情の受ける状況の予算になるかと思いますが、しかしながら先ほど消防の関係で申しました、分団につきましては、高宮・美土里が非常に積載車の台数が、他町に比べて遅れておると、しかしながら北分駐所ができ、時代の流れで救急車の配備もされたのも事実です。

減額するところを減額し、充当するところは十分充当されて、市民の安心安全というものの位置づけにも市民が理解できるような政策をしていただき、予算反映にしていきたいと思います。

特に少子高齢化の中で、若者定住、子育て支援、高齢者の生活交通の整備、農業施策による集落営農の活力、また支所の充実を再構築されまして、市民が納得できる予算編成を期待するものです。

最後の最後まで全力を尽くすと言われた言葉の中には、大きな重みを私も感じておるわけです。

ぜひ中電の跡地については、返還ということでしたが、このたび少年自然の家を改築することにあたり、民俗資料の整備が残っております。少年自然の家の運営を生かすためにも、私は有効な投資ではないかと思っています。中電も言ってみれば公な民間企業であります。

最後の頼みと市長さんが言われるのも非常に卑怯な手口かもしれませんが、ぜひ歴史文化資料というものは、後世に残す我々の義務もあるかと思っています。その点を踏まえて、残りの予算編成に全力を傾け

て我々も3月の審査に向かいたいと思います。

以上、申し述べましたことを要望して、私の質問を終わります。

○松浦議長

再質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

一言、今、入本議員さんから大変ありがたいお言葉をいただきました。

実は、この建設部が入っておりました第2分庁舎の建物と敷地ですが、これは吉田の資料館のすぐ隣にありますので、資料館も手狭になって倉庫もないということは、よく聞いてわかりますが、何分この建物と敷地を合わせて、初めは1億ぐらいと中電は言われていましたが、今は7千万ちょっとぐらいまで下がっています。買う交渉をしたわけではありませんが、初めは、市役所は買うと行って借りたのではないかといって、中電も言われるのです。言われますが、お金がないので、勘弁してくださいと、もう戻しますということで、今話を、大体中電も仕方がないかなというところまではいっておりますが、我々としては資料館のすぐ隣にあるので、何か有効に使える手立てはないかなと、そうかといってももう合併特例債の対象にはならず、全部単市費で買わなければいけないので、そこらは大変ありがたい言葉をいただきましたが、今では中電に、お金がないから買うのは断るというように話をしておる段階ですが、我々としては、できればという気持ちもありませんが、無理は言われたいというように考えております。ちょっとそこらの経過を報告しておきます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

これをもって入本和男君の質問を終わります。

以上で、一般質問を終了いたします。

これをもって本日の日程を終了いたし、散会いたします。

議事の都合により、明日14日から20日までを休会といたし、次回は21日午後1時30分に再開をいたします。

大変ご苦労でございました。

~~~~~○~~~~~

午後 2時43分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員